

中途採用

公益財団法人さいたま市文化振興事業団 令和4年9月1日採用職員募集要項

1. 応募条件

採用予定職種	プロパー職員（一般職員）
募集人数	1名
職務内容	■文化事業の企画・運営に関する業務 ■さいたま市が設置する施設の管理運営に関する業務 ■本事業団の運営に関する業務（総務・財務） ■国際芸術祭に関する業務 ■アーツカウンシルに関する業務
採用予定日	令和4年9月1日 ※応相談
応募資格	文化芸術振興に関心を持ち、本職務を遂行する熱意を有する人で、(1)～(5)までのすべてに該当する人 (1)四年制大学を卒業した人 (2)昭和59年4月2日以降に生まれた人 (3)文化芸術に関わる職務経験を5年以上有する人（令和4年4月1日時点） (4)Microsoft Officeをはじめとする基本的なPC操作、文書作成等、一般的な事務ができる人 (5)次のいずれにも該当しない人 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）

2. 勤務条件

勤務時間	4週間を平均して1週間あたり38時間45分（1日あたり7時間45分） ※原則フレックス勤務又は変形労働時間制での勤務となります。 ※配属先によって勤務時間帯、週休日等が異なります。
勤務地	さいたま市内の文化施設、コミュニティ施設 ※転勤あり
休日	年間休日122日 ※令和3年度実績 [企画総務課・財務課・事業課・アーツカウンシル課・国際芸術祭推進課] 日・月・祝日、年末年始 [施設] シフト勤務による（週休2日程度）、年末年始
休暇	年次有給休暇（年20日）、夏期休暇、慶弔休暇、出産休暇、看護休暇、介護休暇等の特別休暇
給与	月給 190,000円 ～ 285,000円 ※地域手当を含みます。 ※経験や年齢を考慮の上、決定します。 ※試用期間6カ月（条件面に変更はありません。） 《参考モデル》 年収360万円／27歳 正社員経験5年 年収410万円／32歳 正社員経験10年 年収460万円／37歳 正社員経験15年
諸手当	管理職手当、専門職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、住居手当、扶養手当、地域手当、期末・勤勉手当、退職手当等
賞与	年2回（6月、12月）※年間4.3ヶ月分

昇給	年1回（4月）
社会保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険
福利厚生	厚生給与金支給制度、退職金制度

3. 応募書類・方法

応募書類	<p>下記の①～②をすべて提出してください。</p> <p>① エントリーシート（指定様式）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式の記載事項に従って記入の上、写真を必ず貼ること ・応募者本人が、自筆又はPC等により作成すること <p>【様式ダウンロードはこちらから】</p> <p>公益財団法人さいたま市文化振興事業団HP https://saitama-culture.jp/recruit/</p> <p>② 職務経歴書（様式自由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容、業務内容、職務内容、実績等をまとめること
応募方法	<p>件名に<u>公益財団法人さいたま市文化振興事業団 新規職員採用応募書類</u>と記入の上、受付期間内に応募書類を下記宛先までメールで送信してください。</p> <p>受付期間 令和4年5月10日(火)～令和4年5月31日(火)</p> <p>宛先 jinji@saitama-culture.jp</p> <p>公益財団法人さいたま市文化振興事業団 企画総務課 採用担当宛</p> <p>※令和4年6月4日(土)までに、応募書類をご提出いただいたメールアドレス宛に受験番号をお知らせします。 ※受付期間を過ぎた場合は理由のいかんを問わず受理できません。 ※記載事項の不備や提出書類の不足等がある場合は受理できません。</p>

4. 選考方法

一次選考	<p>■書類選考</p> <p>【結果通知】令和4年6月中旬までに、当事業団HPに通過者の受験番号及び二次選考のご案内を掲載します。</p>
二次選考	<p>■面接選考（対面・個人面接）</p> <p>【選考日】令和4年6月18日(土)</p> <p>【場 所】さいたま市文化センター（さいたま市南区根岸1-7-1）</p> <p>【結果通知】令和4年6月下旬までに、当事業団HPに通過者の受験番号を掲載します。</p>

5. その他

- ・採用の通知後、応募資格がないと判明した場合や申込書等の記載に虚偽又は不正があることが判明した場合は、採用を取り消します。
- ・職員として内定後又は採用後6ヶ月間の試用期間中、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかになった場合には、内定又は採用を取り消します。

6. 問合せ

〒336-0024 さいたま市南区根岸1-7-1
公益財団法人さいたま市文化振興事業団
企画総務課 採用担当
TEL.048-866-3259 ※日・月・祝日を除く8:30～17:15